

2. ガイドラインの対象

このガイドラインは、工業用として使用する高圧ガス容器(高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。)により高圧ガスを供給する事業者(製造事業者、販売事業者)及びこれを消費する事業者を対象とする。

□説明

このガイドラインは、第1条(ガイドラインの目的)に示されているように高圧ガスを供給する事業者と消費する事業者及び関係団体が取扱う高圧ガス容器を対象としています。

本ガイドラインでは保安法に定めがない事項についても、一定の努力目標を定めていることや専門性、反復継続性及び取扱量を考え、1リットル以上の内容積の容器を対象とします。

また、個人が消費する医療用酸素など、他法令等で別途規定がある事項については対象外としました。

<対象外の例>

個人が消費する医療用酸素

個人消費者向けにアクアショップで販売する空気

デュアー瓶

エアゾール缶、カセットボンベ、消火器

再充填禁止容器(ワンウェイ容器)

また、平成28年11月1日付けの法改正により、設備内の高圧ガスの容積が0.15 m³以下のもので下記の

i 分析機器内における高圧ガス

ii エアバックガス発生機器内における高圧ガス

iii 空気銃、準空気銃、放水銃並びにこれらに充填するための設備内における高圧ガス等があらたに適用除外となりました。

○関連条文 高圧ガス保安法 第四十一条

・保安法第四十一条(製造の方法) 抜粋

高圧ガスを充填するための容器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。